

検査工場の登録の取消し及び検査の一時停止基準要綱

平成21年10月22日制定
平成26年4月11日改正
平成31年2月19日改正
令和2年2月21日改正

(目 的)

第1条 この要綱は、「日本水道協会検査工場の登録に関する規則（111-1）」（以下「規則」という。）第17条第1項に規定する登録の取消し及び検査の一時停止に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱で使用する用語の定義は以下のとおりとする。

- ① 事実確認調査：検査工場・製品使用者・第三者・本協会検査員他から「規則」第17条第1項に該当する事由が生じている旨の情報を入手した場合に実施する、検査工場への立入調査
- ② 検査の一時保留：事実確認調査により、不適合事由が事実であり、かつ、原因が製品又は工場の品質管理体制などに起因すると検査部長が判断した場合における検査の一時的な保留
- ③ 登録水道用品：日本水道協会検査工場登録水道用品
- ④ 一時保留対象登録水道用品及び類似製品：検査の一時保留の対象となる不適合事由を生じている製品と不適合事由に関連して同じ材料や同じ製造方法を使用するなど当該製品に類似した製品
- ⑤ 暫定顛末書：当該検査工場が本協会に提出する当該不適合事由が生じた顛末を簡潔に記した書類
- ⑥ 暫定是正計画書：当該検査工場が本協会に提出する当該不適合事由を暫定的に是正し、検査の一時保留を解除するための計画書類
- ⑦ 是正状況確認調査（暫定）：暫定顛末書及び暫定是正計画書を書類審査し、適切と判断された場合に実施する当該検査工場への立入調査
- ⑧ 検査の一時保留の解除：是正状況確認調査（暫定）により、不適合事由が暫定的に是正されたと確認できた場合に行う、検査の一時保留の解除

- ⑨ 最終顛末書：暫定顛末書に、安全性の確認など検査の再開に必要な諸情報、在庫品及び出荷済み品の数量を加えた内容を記した書類
- ⑩ 最終是正計画書：暫定是正計画書に再発防止策など、検査の一時停止の解除のために必要な正情報などを含めた計画書類
- ⑪ 是正状況確認調査（確定）：最終是正計画書に基づいた是正が適切に行われていることを確認するための調査
- ⑫ 検査一時停止期間：検査事業委員会で承認された、検査を一時停止する期間

（登録の取消し及び検査の一時停止の基準）

第3条 登録の取消し及び検査の一時停止の要件と措置内容については別表のとおり定める。

（検査の一時保留の実施）

第4条 検査部長は別表の措置要件に該当する可能性のある事由を知った場合、当該検査工場に対して速やかに事実確認調査を行う。なお、当該検査工場が正当な理由なしに事実確認調査を拒んだ場合は、検査工場の登録を取り消すことができる。

- 2 検査部長は、事実確認調査により不適合事由が事実であると確認した場合、検査の一時保留を行うことができる。ただし、緊急を要する場合は、検査工場を所管する所属長の判断により口頭にて行うことができる。

なお、対象となる水道用品は、一時保留対象登録水道用品及び類似製品とする。

- 3 検査部長は、検査工場の行為により、水道水の供給や水質に影響を及ぼすおそれのある事態が発生又は予見される場合は、事実確認調査による不適合事実の確認を待たず、速やかに検査の一時保留を行うことができる。
- 4 検査部長は、第2項、第3項により検査の一時保留を行った場合、既に出荷された製品がある時は、回収を指示することができる。
- 5 検査工場は、検査の一時保留の通知を受理した翌日から起算して3週間以内に暫定顛末書及び暫定是正計画書を検査部長に提出する。

(検査の一時保留の解除)

第5条 検査部長は、前条第5項に基づき提出された暫定顛末書及び暫定是正計画書を受理した翌日から起算して、2週間以内に是正状況確認調査(暫定)を行う。

2 検査部長は、是正状況確認調査(暫定)により、不適合事由が是正されたことを確認できた場合、検査の一時保留の解除を行う。

(最終顛末書及び最終是正計画書の提出)

第6条 検査の一時保留の解除をされた工場は、最終顛末書及び最終是正計画書を検査部長に一時保留の解除の通知を受けた日の翌日から起算して2週間以内に提出する。

(登録の取消し及び検査の一時停止)

第7条 検査部長は、別表の措置要件に該当すると認定したときは、原則として検査事業委員会(以下「委員会」という。)の審議を経て、当該検査工場に対する登録の取消し又は検査の一時停止措置を行う。

2 検査の一時停止の対象は、原則として検査工場の製造している全ての登録水道用品とする。ただし、悪質性がない案件については、当該一時保留対象登録水道用品及び類似製品のみを検査の一時停止とすることができる。

3 検査部長は、別表の(2)又は(3)の行為による検査の一時停止中、若しくは一時停止終了後1年を経過していない検査工場に別表の(2)又は(3)の行為があったと認定したときは、委員会の審議を経たうえ、承認された日の翌日以降で検査部長が定めた日に登録を取り消す。

4 検査部長は、検査の一時停止中の検査工場において、停止事由の判断に影響を与える事由が生じたときは、委員会の審議を経たうえ、登録の取消し又は別表に定める期間の範囲内で一時停止の期間を変更することができる。

5 検査部長は、登録の取消し又は検査の一時停止措置中の検査工場が、当該事案について責を負わないことが明確になったときは、速やかに措置を解除し、その旨を委員会に報告する。

(登録の取消し、検査の一時停止の開始日)

第8条 第7条第1項に基づく当該検査工場に対する登録の取消し日は、委員会で取消しが承認された日の翌日以降で、検査部長が定める日とする。

2 第7条第1項に基づく当該検査工場に対する検査の一時停止措置の開始日は委員会で検査の一時停止措置が承認された日の翌日以降で、検査部長が定める日とする。

なお、開始日は社会的影響などを考慮したうえで判断する。

(登録の取消し及び検査の一時停止の公表)

第9条 検査部長は、規則第23条に基づき、第7条第1項及び第4条の規定により登録の取消し又は検査の一時停止措置を行ったときは、検査工場名、措置事由、検査の一時停止措置の期間を速やかに公表し、第7条第4項の規定により措置内容を変更するときは公表内容の変更を、また第7条第5項の規定により措置を解除するときは解除日を速やかに公表する。

(検査の一時停止の解除)

第10条 検査部長は、検査の一時停止措置中の当該検査工場から、最終顛末書及び最終是正計画書の提出を受理した日から一時停止措置終了の1週間前までに是正状況確認調査(確定)を行い、是正が適切に行われたことを確認した後、解除する。なお、当該検査工場が正当な理由なしに是正状況確認調査(確定)を拒んだ場合は、検査工場の登録を取り消すことができる。

(通知)

第11条 検査部長は、第4条の規定により検査の一時保留を行うとき、第5条の規定により検査の一時保留の解除を行うとき、第7条第1項の規定により措置を行うとき、第7条第3項の規定により登録を取り消すとき、第7条第4項の規定により措置内容を変更するとき、第7条第5項の規定により措置の解除を行うとき、第10条の規定により検査の一時停止の解除を行うときは、当該検査工場に対し遅滞なく書面により通知する。

(承諾書)

第12条 第11条による通知（第5条の規定による検査の一時保留の解除、第7条第5項の規定による措置の解除、第10条の規定による検査の一時停止の解除を除く。）を受けた検査工場は、措置の実施を了承した旨の承諾書を提出する。

（軽微な事案に関する措置）

第13条 検査部長は、検査の一時停止措置に至らないような軽微な事案の場合において、必要があると判断したときは、当該検査工場に対し口頭又は書面により警告又は注意を行うことができる。

- 2 前項の規定による警告又は注意を受けた当該検査工場は、通知を受理した日の翌日から起算して10日以内に、検査部長に証拠を添えて書面により異議の申立てができる。

（検査工場の受託工場及び部品工場に関する取り扱い）

第14条 本協会は、第4条による検査の一時保留又は第7条第1項による検査の一時停止となっている検査工場が「検査工場の協力工場に関する取扱い要領（116-1）」に基づく受託工場に発注した、検査の一時保留対象又は検査の一時停止対象の登録水道用品に対する検査を行わない。

- 2 別表(2)又は(3)の行為により検査工場の登録取消し措置を受けた検査工場は、原則として措置の日の翌日から起算して3年間は「検査工場の協力工場に関する取扱い要領（116-1）」に基づく部品工場になれない。また、「検査工場以外からの検査申し込みに関する取扱い要領（118-1）」に基づく検査申し込みについても3年間は受け付けない。

（その他）

第15条 この要綱に定めのない事項、又はこの要綱により難しい場合は、検査部長は委員会の審議を経て措置を決定する。

なお、この要綱の実施に関し必要な事項は、検査部長が別に定める。

付 則

本要綱は、平成21年12月1日より施行する。

付 則

本要綱は、平成26年4月11日より施行する。

付 則

本要綱は、平成31年2月1日より施行する。

付 則

本要綱は、令和2年4月1日より施行する。

別表 登録の取消し及び検査の一時停止基準

| 措置要件 | 措置内容 |
|--|--|
| (1) 規則第3条及び第4条に規定する要件に適合しなくなったとき。 | 登録の取消し又は1か月間以上6か月間以内の検査一時停止とする。但し、不適合な状況の是正が確認されない場合は、一時停止は継続する。 |
| (2) 不正な手段により製品に検査証印を表示し出荷するなど、本協会の信用を著しく毀損する行為があったとき。 | 登録の取消し又は2か月間以上6か月間以内の検査一時停止とする。但し、不適合な状況の是正が確認されない場合は、一時停止は継続する。 |
| (3) 未検査品、不合格品などに対する品質適合証明書及び受検証明書の不正発行など、本協会の信用を著しく毀損する行為があったとき。 | 登録の取消し又は2か月間以上6か月間以内の検査一時停止とする。但し、不適合な状況の是正が確認されない場合は、一時停止は継続する。 |
| (4) 規則第12条の維持審査時の不適合について、的確又は速やかに改善処置が取られなかったとき。 | 登録の取消し又は1か月間以上6か月間以内の検査一時停止とする。但し、不適合な状況の是正が確認されない場合は、一時停止は継続する。 |
| (5) 規則第15条の改善の要求に応じなかったとき。 | 登録の取消し又は1か月間以上6か月間以内の検査一時停止とする。但し、不適合な状況の是正が確認されない場合は、一時停止は継続する。 |
| (6) 規則第16条の履行を怠ったとき。 | 登録の取消し又は1か月間以上6か月間以内の検査一時停止とする。但し、不適合な状況の是正が確認されない場合は、一時停止は継続する。 |
| (7) 検査手数料、その他本協会に納付すべき金額を滞納したとき。 | 登録の取消し又は1か月間以上6か月間以内の検査一時停止とする。但し、不適合な状況の是正が確認されない場合は、一時停止は継続する。 |
| (8) 第1種及び第2種検査工場において、本協会検査における不合格の原因が改善されないとき。 | 登録の取消し又は1か月間以上6か月間以内の検査一時停止とする。但し、不適合な状況の是正が確認されない場合は、一時停止は継続する。 |
| (9) その他、この規則に定める必要事項の履行を怠ったとき（例：規則第13条の届出を怠ったとき）。 | 登録の取消し又は1か月間以上6か月間以内の検査一時停止とする。但し、不適合な状況の是正が確認されない場合は、一時停止は継続する。 |